

## 2026年版『ごうかく社労士』シリーズ<追録>

本追録は、2026年版ごうかく社労士シリーズ（ごうかく社労士基本テキスト、ごうかく社労士基本問題集、ごうかく社労士まる覚えサブノート、ごうかく社労士まる覚え一問一答）発刊後に公布・施行された法令等に基づく追補訂正等であり、本年度の社会保険労務士試験の法令等の適用範囲である令和8年4月10日現在の法令を補う内容になっています。

株式会社 労務経理ゼミナール

### 〇●〇 主な改正の概要 〇●〇

#### 【共通】

**延滞金の割合の特例**（徴収法、健保法、国年法、厚年法）（令和8年1月1日施行）

令和8年中の延滞金特例基準割合は、1.8%とされた。そのため、延滞金の割合は、実際には、「年14.6%→年9.1%」、「年7.3%→年2.8%」となる。

#### 【労働安全衛生法】

**リスクアセスメント対象物健康診断個人票**（令和8年1月1日、令和8年3月31日施行）

リスクアセスメント対象物健康診断個人票は、当該健康診断に係るリスクアセスメント対象物ががん原性物質に該当しないこととなった場合（リスクアセスメント対象物に該当しないこととなった場合を含む）であっても、当該健康診断個人票を、作成した日から30年間保存しなければならないことが規定された。

#### 【労働者災害補償保険法】

1 **介護補償給付の額の改定**（令和8年4月1日施行）

介護補償給付の額のうち、最低保障額が改定された。介護給付、複数事業労働者介護給付についても同様である。

2 **葬祭料の額の改定**（令和8年4月1日施行）

葬祭料の額が改定された。

#### 【労働保険の保険料の徴収等に関する法律】

**雇用保険率の改定**（令和8年4月1日施行）

	雇用保険率	（うち雇用保険二事業に係る率）	負担割合	
			事業主	被保険者
一般の事業	1,000分の13.5	1,000分の3.5	1,000分の8.5	1,000分の5
農林水産・清酒製造の事業	1,000分の15.5	1,000分の3.5	1,000分の9.5	1,000分の6
建設の事業	1,000分の16.5	1,000分の4.5	1,000分の10.5	1,000分の6

※基本テキスト P494 の表は、令和8年度については上のようになります。

#### 【健康保険法】

1 **任意継続被保険者の標準報酬月額**

任意継続被保険者の標準報酬月額の上限は、協会管掌健康保険においては、「32万円」とされた。

## 2 被扶養者の認定

年収要件は、給与収入のみの場合は、労働条件通知書等の労働契約内容が分かる書類に記載のある賃金で判断することとされた。

## 3 保険料率

協会管掌健康保険について、令和8年3月からの一般保険料率、介護保険料率が決定された。一般保険料率のうち特定保険料率は1,000分の32.4と、介護保険料率は1,000分の16.2とされた。

## 4 都道府県単位保険料率に関する措置（令和8年2月20日施行）

協会は、一定の要件を満たすときは、厚生労働大臣の承認を得た上で、都道府県単位保険料率の算定について必要な措置を講ずることができることとされた。

## 5 準備金の積み立て（令和8年4月1日施行）

子ども・子育て支援納付金の制度が始まったことに伴い、準備金の積み立ての規定において所要の整備が行われた。

### 【国民年金法】

#### 1 年金額の改定

年金額の改定に用いる「改定率」は、令和8年度は1.085又は1.082とされた。この結果、令和8年度の年金額、子の加算額等は次のとおりとなった。

	昭和31年4月2日以後生	昭和31年4月1日以前生
老齢基礎年金（満額）	780,900円×1.085≒847,300円	780,900円×1.082≒844,900円
1級の障害基礎年金	847,300円×1.25=1,059,125円	844,900円×1.25=1,056,125円
2級の障害基礎年金	847,300円	844,900円
障害基礎年金の子の加算（2人目まで）	224,700円×1.085≒243,800円*	
障害基礎年金の子の加算（3人目以降）	74,900円×1.085≒81,300円**	
遺族基礎年金	847,300円	844,900円
遺族基礎年金の子の加算①	243,800円	
遺族基礎年金の子の加算②	81,300円	
障害厚生年金の最低保障額（2級の障害基礎年金の額×3/4）	847,300円×3/4=635,500円	844,900円×3/4≒633,700円
遺族厚生年金の中高齢寡婦加算	847,300円×3/4=635,500円	該当者なし

\* 老齢厚生年金及び障害厚生年金の配偶者加給年金額、老齢厚生年金の子の加給年金額（2人目まで）も同じ。

\*\* 老齢厚生年金の子の加給年金額（3人目以降）も同じ。

[昭和31年4月2日以後生まれの者について]

改定率及び年金額は、次のように決定された。

令和8年度の参考指標

- ・物価変動率：3.2%
- ・名目手取り賃金変動率：2.1%
- ・マクロ経済スライドによる調整：▲0.2%

物価変動率が名目手取り賃金変動率を上回る場合は、支え手である現役世代の方々の負担能力に応じた給付とする観点から、名目手取り賃金変動率を用いて改定することが法律で定められている。このため、令和8年度の年金額は、名目手取り賃金変動率(2.1%)を用いて改定する。また、令和8年度のマクロ経済スライドによる調整(基礎年金▲0.2%、報酬比例部分▲0.1%)が行われる。

よって基礎年金については、 $2.1\% - 0.2\% = 1.9\%$  (1.019)となる。令和7年度の改定率は1.065であったため、 $1.065 \times 1.019 \div 1.085$ が令和8年度の改定率となる。

$780,900 \text{円} \times 1.085 = 847,276 \text{円}$ を端数処理すると、847,300円(50円以上100円未満を100円に切り上げ)。これに基づき、厚生労働省は「前年度から1.9%の引上げ」と発表した。

なお、子の加算額は、2人目までは  $224,700 \text{円} \times 1.085 = 243,799 \text{円}$ →50円以上100円未満を100円に切り上げて243,800円(配偶者加給年金額もこの額)。3人目以降は、 $74,900 \text{円} \times 1.085 = 81,266 \text{円}$ →50円以上100円未満を100円に切り上げて81,300円。

#### 【厚生年金(報酬比例部分)の改定について】

令和7年の年金制度改正により、次期財政検証翌年度(令和12年度を予定)まで厚生年金(報酬比例部分)のマクロ経済スライド調整を継続することとしている。この措置により、厚生年金受給者に不利にならないよう、この間の厚生年金の調整率を1/3に緩やかにすることとしている。

(参考条文)

調整期間における再評価率の改定については、**名目手取り賃金変動率に、調整率に1から調整率を控除して得た率に3分の2を乗じて得た率を加えて得た率(経過的軽減調整率という)**に当該年度の前年度の特別調整率を乗じて得た率を乗じて得た率を基準とする。

↓

名目手取り賃金変動率(1.021)に、調整率(0.998)に1から調整率(0.998)を控除して得た率に3分の2を乗じて得た率を加えて得た率(経過的軽減調整率)

下線部分を計算すると、 $(1 - 0.998) \times 2/3 = 0.001$ となる。

$0.998 + 0.001 = 0.999$ となり、名目手取り賃金変動率は1.021であるから、厚生年金(報酬比例部分)は令和7年度から2.0% ( $1.021 \times 0.999 \div 1.020$ )の引上げとなった。

[昭和31年4月1日以前生まれの者について]

改定率及び年金額は、次のように決定された。

令和7年度の改定率は1.062であった。このため、 $1.062 \times 1.019 \div 1.082$ が令和8年度の改定率となる。 $780,900 \text{円} \times 1.082 = 844,933 \text{円}$ を端数処理すると、50円未満を切り捨てて844,900円となる。

(報酬比例部分は2.0%の引上げ)

## 2 国民年金の保険料額

令和9年度の国民年金保険料の月額額は、保険料改定率が「1.076」となり、次のように決定された。

$17,000 \text{円} \times 1.076 = 18,292 \text{円}$

5円未満を切り捨てて18,290円

## 3 国民年金の脱退一時金の額

基準月が令和8年度に属する場合の支給額は次のとおりとされた。

対象月数	支給額
6月以上12月未満	53,760円

12 月以上 18 月未満	107,520 円
18 月以上 24 月未満	161,280 円
24 月以上 30 月未満	215,040 円
30 月以上 36 月未満	268,800 円
36 月以上 42 月未満	322,560 円
42 月以上 48 月未満	376,320 円
48 月以上 54 月未満	430,080 円
54 月以上 60 月未満	483,840 円
60 月以上	537,600 円

## 【厚生年金保険法】

### 1 再評価率の改定

再評価率は、基本的には国民年金の改定率と同じ仕組みで改定されるが、前述のとおり「厚生年金の調整率を 1/3 に緩やかにする」措置のため、令和 8 年度は前年に比べ 2.0% 引上げとなった。

加給年金額等に用いる「改定率」は、国民年金の改定率と同率である。

### 2 在職老齢年金

令和 8 年度の在職老齢年金の計算に用いる支給停止調整額は、65 万円とされた。

### 3 離婚等による分割

離婚等による標準報酬の分割が、「2 年以内」から「5 年以内」に改正された。

## 【労務管理その他の労働に関する一般常識】

職場における女性の健康支援に取り組む優良な企業を認定する新しい制度として、「えるぼしプラス」「プラチナえるぼしプラス」が創設された。

## 【社会保険に関する一般常識】

### 1 国民健康保険料

国民健康保険料のうち医療分（基礎賦課額）の上限を 1 万円引き上げることとされた。また子ども・子育て支援の部分は上限が 3 万円とされた。

### 2 後期高齢者医療制度

令和 8 年度及び令和 9 年度の後期高齢者負担率は、13.27%とされた。また、保険料賦課額の上限が 871,000 円（内訳は、医療分 85 万円、子ども・子育て支援金分 2 万 1 千円）に引き上げられた。

## ○●○ 書籍の追補 ○●○

## 【ごうかく社労士基本テキスト】

### 第 2 編 労働安全衛生法

改正頁、改正箇所	改正前	改正後
P178 欄外 <input type="checkbox"/> *3 に補足する	・がん原性物質を製造し、又は取り扱う事業者は、事業を廃止しようとするときは、がん原性物質関係記録等報告書にリスクアセスメント対象物健康診断個人票及び所定の記録（写しも可）を添えて、所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。	・事業者は、リスクアセスメント対象物健康診断に係るリスクアセスメント対象物ががん原性物質に該当していた

	期間において当該健康診断を行い、リスクアセスメント対象物健康診断個人票（当該健康診断に係るリスクアセスメント対象物ががん原性物質であるものに限る）を作成した場合は、当該健康診断に係るリスクアセスメント対象物ががん原性物質に該当しないこととなった場合（リスクアセスメント対象物に該当しないこととなった場合を含む）であっても、当該健康診断個人票を、作成した日から <b>30 年間保存</b> しなければならない。
--	---

### 第3編 労働者災害補償保険法

改正頁、改正箇所	改正前	改正後
P248 介護補償給付の支給額の表	85,490 円	<u>90,790 円</u>
	42,700 円	<u>45,400 円</u>
P258 下から2行目	315,000 円	<u>330,000 円</u>

### 第5編 労働保険の保険料の徴収等に関する法律

改正頁、改正箇所	改正前	改正後
P422 表の上	令和7年度の雇用保険率	令和 <u>8</u> 年度の雇用保険率
P422 の表 一般の事業	1,000 分の 14.5	1,000 分の <u>13.5</u>
	失 1,000 分の 7	失 1,000 分の <u>6</u>
P422 の表 農林水産業・清酒製造業等	1,000 分の 16.5	1,000 分の <u>15.5</u>
	失 1,000 分の 9	失 1,000 分の <u>8</u>
P422 の表 建設の事業	1,000 分の 17.5	1,000 分の <u>16.5</u>
	失 1,000 分の 9	失 1,000 分の <u>8</u>
P446 1 行目	令和7年度の雇用保険率	令和 <u>8</u> 年度の雇用保険率
P446 の表 一般の事業	1,000 分の 14.5	1,000 分の <u>13.5</u>
P446 の表 農林水産業・清酒製造業等	1,000 分の 16.5	1,000 分の <u>15.5</u>
P446 の表 建設の事業	1,000 分の 17.5	1,000 分の <u>16.5</u>

### 第6編 健康保険法

改正頁、改正箇所	改正前	改正後
P510 欄外 <sup>ホ</sup> *1 1 行目	令6年	令 <u>7</u> 年
P514 図の下2～3行目	一般保険料率及び介護保険料率	一般保険料率、介護保険料率及び子ども・子育て支援金率
P529 最後の行の下に加える		<sup>ホ</sup> 給与収入のみの場合の年収は、労働契約で定められた賃金から見込まれる年収で判断する。
P579 ①ハに補足する。		協会は、一の事業年度の3月から用いる都道府県単位保険料率が、当該一の事業年度の前事業年度の3月から当該一の事業年度の二月まで用いる都道府県単位保険料率に比して上昇し、又は低下するため、その影響を複数年度にわたり調整する必要があると認めるときは、厚生労働大臣の承認を得た上で、都道府県単位保険料率の算定について必要な措置を講ずることができるものとする。

P579 欄外 <sup>参</sup> *4 2行目	10.78%	<u>10.55%</u>
P579 欄外 <sup>参</sup> *4 2～3行目	沖縄県の9.44%	新潟県の <u>9.21%</u>
P580 欄外 <sup>参</sup> *4 3行目	7年3月	<u>8</u> 年3月
P580 欄外 <sup>参</sup> *4 4行目	33.8	<u>32.4</u>
P581 欄外 <sup>ホ</sup> *6 3行目	7年3月	<u>8</u> 年3月
P581 欄外 <sup>ホ</sup> *6 4行目	1,000分の15.9	1,000分の <u>16.2</u>
P583 4行目「相当する額」のあとに加える	並びに当該事業年度において行った子ども・子育て支援納付金の納付に要した費用の額の12分の1に相当する額を超えない範囲内において当該年度における保険者の子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用を勘案して厚生労働大臣が内閣総理大臣と協議して定める額とを合算した額	
P583 囲みの中、下から3行目「相当する額」のあとに加える	並びに当該事業年度において行った子ども・子育て支援納付金の納付に要した費用の額の12分の1に相当する額を超えない範囲内において当該年度における保険者の子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用を勘案して厚生労働大臣が内閣総理大臣と協議して定める額	
P588 欄外 <sup>ホ</sup> *3 5行目	令和7年中	令和 <u>8</u> 年中
	1.4%	<u>1.8%</u>
P588 欄外 <sup>ホ</sup> *3 下から6行目	8.7%	<u>9.1%</u>
P588 欄外 <sup>ホ</sup> *3 下から2行目	2.4%	<u>2.8%</u>

## 第7編 国民年金法

改正頁、改正箇所	改正前	改正後
P628 [1]の囲みの中	令和7年度：1.065 又は1.062	令和 <u>8</u> 年度： <u>1.085</u> 又は <u>1.082</u>
P628 欄外 <sup>ホ</sup> *1 3行目	1.065を	<u>1.085</u> を
P628 欄外 <sup>ホ</sup> *1 5行目	1.062を	<u>1.082</u> を
P633 1～9行目を次のように差し替える	<sup>参</sup> 【令和8年度の改定率】 令和8年度の年金額の改定は、年金額改定に用いる名目手取り賃金変動率が <u>2.1%</u> 、物価変動率が <u>3.2%</u> となり、名目手取り賃金変動率を用いることとされた。また、マクロ経済スライドによる調整（▲ <u>0.2%</u> ）が行われた。この結果、昭和31年4月2日以後生まれの者の改定率は前年度	

	の <u>1.065</u> に $2.1\% - 0.2\% = 1.9\%$ (1.019) を乗じて <u>1.085</u> とされた。昭和 31 年 4 月 1 日以前生まれの者の改定率は、前年度の <u>1.062</u> に 1.019 を乗じて <u>1.082</u> とされた。	
P635 12 行目	令和 7 年度 : 1.065 又は 1.062	令和 <u>8</u> 年度 : <u>1.085</u> 又は <u>1.082</u>
P647 [1] の上の囲み	令和 7 年度 : 1.065 又は 1.062	令和 <u>8</u> 年度 : <u>1.085</u> 又は <u>1.082</u>
P647 [1] ②の表 3 か所	1.065	<u>1.085</u>
P656 [1] ①の表、3 か所	1.065	<u>1.085</u>
P656 欄外 <u>ホ</u> *6 3 行目	1.065	<u>1.085</u>
P656 欄外 <u>ホ</u> *6 最後の行	1.062	<u>1.082</u>
P657 [1] ②の表、2 か所	1.065	<u>1.085</u>
P669 2 行目	令和 7 年 4 月以降	令和 <u>8</u> 年 4 月以降
P669 脱退一時金の支給額	52,530 円	53,760 円
	105,060 円	107,520 円
	157,590 円	161,280 円
	210,120 円	215,040 円
	262,650 円	268,800 円
	315,180 円	322,560 円
	367,710 円	376,320 円
	420,240 円	430,080 円
	472,770 円	483,840 円
	525,300 円	537,600 円
P678 [2] 保険料の額に補足する	令和 9 年度の保険料 17,000 円 × 保険料改定率 (1.076) ÷ 18,290 円	
P686 [5] ②の表の上	令和 7 年度分、2 年前納は 令和 7・8 年度分	令和 <u>8</u> 年度分、2 年前納は 令和 <u>8</u> ・ <u>9</u> 年度分
P686 [5] ②の表	206,390 円 (3,730 円)	211,220 円 (3,820 円)
	205,720 円 (4,400 円)	210,530 円 (4,510 円)
	409,490 円 (15,670 円)	418,510 円 (16,010 円)
	408,150 円 (17,010 円)	417,150 円 (17,370 円)
P689 欄外 <u>参</u> *7 下から 2 行目	令和 7 年中	令和 <u>8</u> 年中
P689 欄外 <u>参</u> *7 最後の行	1.4%	<u>1.8%</u>

## 第 8 編 厚生年金保険法

改正頁、改正箇所	改正前	改正後
P732 欄外 <u>過</u> *1 2 行目	令和 7 年度の額は	令和 <u>8</u> 年度の額は
P732 欄外 <u>過</u> *1 4～6 行目	生まれの者は 831,700 円 × 125/100 = 1,039,625 円	生まれの者は <u>847,300</u> 円 × 125/100 = <u>1,059,125</u> 円

P732 欄外 <sup>過</sup> *1 下から2～3行目	829,300 円 × 125/100 = 1,036,625 円	<u>844,900</u> 円 × 125/100 = <u>1,056,125</u> 円
P740 欄外 <sup>ホ</sup> *2 2～4行目	(令和7年度は 1.065 又は 1.062)	(令和8年度は <u>1.085</u> 又は <u>1.082</u> )
P742 下から2行目	ため、令和7年度においては、「1.019」が	<u>が、調整率を 1/3 に緩やかにすることとする措置により、令和8年度においては、「1.020」が</u>
P744 欄外 <sup>参</sup> *1	令和7年度の	令和8年度の
	1.019)。	<u>1.020</u> )。
P744 欄外 <sup>ホ</sup> *2 1行目	令和7年度	令和 <u>8</u> 年度
P744 欄外 <sup>ホ</sup> *2 5行目	1.063	<u>1.084</u>
P744 欄外 <sup>ホ</sup> *2 最後の行	1.061	<u>1.082</u>
P747④イの表、3か所	1.065	<u>1.085</u>
P753 9行目	51万円 (令和7年度)	<u>65</u> 万円 (令和8年度)
P753 12行目	51万円	<u>65</u> 万円
P753 支給停止額の計算の囲みの中1行目	51万円	<u>65</u> 万円
P753 支給停止額の計算の囲みの中3行目	51万円	<u>65</u> 万円
P753 支給停止額の計算の囲みの中6行目	51万円	<u>65</u> 万円
P763 2行目	51万円	<u>65</u> 万円
P763 支給停止額の計算の囲みの中1行目	51万円	<u>65</u> 万円
P763 支給停止額の計算の囲みの中3行目	51万円	<u>65</u> 万円
P763 支給停止額の計算の囲みの中6行目	51万円	<u>65</u> 万円
P763 欄外 <sup>過</sup> *5 3行目	480,000 円	<u>640,000</u> 円
P763 欄外 <sup>過</sup> *5 6行目	100,000 円	<u>120,000</u> 円
P763 欄外 <sup>過</sup> *5 8行目	月額 35,000	月額 <u>55,000</u>
P763 欄外 <sup>過</sup> *5 下から3行目	480,000 円	<u>640,000</u> 円
P763 欄外 <sup>過</sup> *5 下から2行目	100,000 円－510,000	<u>120,000</u> 円－ <u>650,000</u>

P763 欄外 <sup>過</sup> *5 最後の行	35,000 円	<u>55,000</u> 円
P763 欄外 <sup>過</sup> *7 8 行目	360,000	<u>500,000</u>
P763 欄外 <sup>過</sup> *7 下から 3 行目	360,000 円	<u>500,000</u> 円
P763 欄外 <sup>過</sup> *7 下から 2 行目	510,000	<u>650,000</u>
P783 欄外 <sup>参</sup> *6 1 行目	令和 7 年度の	令和 <u>8</u> 年度の
P783 欄外 <sup>参</sup> *6 3 行目	831,700 円	<u>847,300</u> 円
P783 欄外 <sup>参</sup> *6 4 行目	623,800 円	<u>635,500</u> 円
P794 下から 10 行目	2 年	<u>5</u> 年
P794 欄外 <sup>選</sup> *4 2 行目	2 年を経過	<u>5</u> 年を経過
P794 欄外 <sup>選</sup> *4 6 行目	2 年を経過した日	<u>5</u> 年を経過した日
P795 [3] ①の 4～5 行目	2 年を経過したとき	<u>5</u> 年を経過したとき
P799 12 行目	起算して 2 年	起算して <u>5</u> 年
P815 欄外 <sup>参</sup> *3 最後の 2 行	令和 7 年中は年 1.4%	令和 <u>8</u> 年中は年 <u>1.8</u> %

#### 第 9 編 労務管理その他の労働に関する一般常識

改正頁、改正箇所	改正前	改正後
P859 最後の 4 行の記述に補足する	職場における女性の健康支援に取り組む優良な企業を認定する新しい制度として、「えるぼしプラス」「プラチナえるぼしプラス」が創設された。	
P880 欄外 <sup>用</sup> *1 7 行目	6 年は 1.25 倍	<u>7</u> 年は <u>1.20</u> 倍

#### 第 10 編 社会保険に関する一般常識

改正頁、改正箇所	改正前	改正後
P888 欄外 <sup>保</sup> *1 ①	66 万円	<u>67</u> 万円
P888 欄外 <sup>保</sup> *1 に加える	④子ども・子育て支援金分 3 万円	
P899 下から 5 行目	令和 6 年度及び令和 7 年度	令和 <u>8</u> 年度及び令和 <u>9</u> 年度
P899 下から 4 行目	100 分の 12.67	100 分の <u>13.27</u>
P900 6 行目	80 万円	<u>871,000</u> 円

【ごうかく社労士基本問題集】

第4編 雇用保険法

改正頁、改正箇所	改正前	改正後
P354 E問題文の1行目	教育訓練休暇取得の認定を受けた日が1日でもある暦日は	暦月の初日から末日まで引き続いて教育訓練休暇取得の認定を受けている暦月は

第6編 健康保険法

改正頁、改正箇所	改正前	改正後
P511 C解説に補足する	<p>なお「平均額の12分の1に相当する額とを合算した額に達するまで」は、令和8年4月1日以降、次のように改正された。</p> <p>「平均額の12分の1に相当する額並びに当該事業年度において行った子ども・子育て支援納付金の納付に要した費用の額の12分の1に相当する額を超えない範囲内において当該年度における保険者の子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用を勘案して厚生労働大臣が内閣総理大臣と協議して定める額とを合算した額に達するまで」</p>	

第7編 国民年金法

改正頁、改正箇所	改正前	改正後
P591の解説に補足する	<p>なお、令和8年度の満額の老齢基礎年金の額は、昭和31年4月2日以後生まれの者については、<math>780,900円 \times 1.085 = 847,276円 \rightarrow 50円以上100円未満を100円に切り上げて847,300円</math>である。これを問題の事例に当てはめると、次のようになる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・老齢基礎年金の額 <math>847,300円 \times 420月 / 480月 = 741,387.5円 \rightarrow 50銭以上1円未満を1円に切り上げて741,388円</math></li> <li>・付加年金の額 <math>200円 \times 36月 = 7,200円</math></li> <li>・合計額 <math>741,388円 + 7,200円 = 748,588円</math></li> </ul>	
P609 A解説に補足する	<p>なお、令和8年度の満額の老齢基礎年金の額は、昭和31年4月2日以後生まれの者は847,300円である。</p>	
P609 B解説に補足する	<p>なお、令和8年度の額は、昭和31年4月2日以後生まれの者は<math>847,300円 \times 1.25 = 1,059,125円</math>である。</p>	
P609 C解説に補足する	<p>なお、受給権者が4人の子のみである場合の遺族基礎年金の額は、令和8年度は、次のとおりである。<math>847,300円 + 243,800円 + 81,300円 + 81,300円</math></p>	
P609 E解説に補足する	<p>なお、50か月保険料を納付した場合の、令和8年度の脱退一時金の額は、<math>17,920円</math>に2分の1を乗じて得た額に48を乗じて得た額となる。</p>	

## 第8編 厚生年金保険法

改正頁、改正箇所	改正前	改正後
P739 E 解説、最後の行	令和7年度は51万円である。	令和 <u>8</u> 年度は <u>65</u> 万円である。

### 【ごうかく社労士まる覚えサブノート】

#### 第3章 労働者災害補償保険法

改正頁、改正箇所	改正前	改正後
P112 介護補償給付の額の表	85,490円	<u>90,790</u> 円
	42,700円	<u>45,400</u> 円
P120 10行目	315,000円	<u>330,000</u> 円

#### 第5章 労働保険の保険料の徴収等に関する法律

改正頁、改正箇所	改正前	改正後
P224 雇用保険率の表の中	14.5/1,000	<u>13.5</u> /1,000
	16.5/1,000	<u>15.5</u> /1,000
	17.5/1,000	<u>16.5</u> /1,000
P224 雇用保険率の表、下から2行目	令和7年4月1日から	令和 <u>8</u> 年4月1日から

#### 第6章 健康保険法

改正頁、改正箇所	改正前	改正後
P254 被扶養者の年収要件に補足する	被扶養者の年収要件は、給与収入のみの場合は、労働条件通知書等の労働契約内容が分かる書類に記載のある賃金で判断する。	
P301 ①の3行目	令和7年3月以降	令和 <u>8</u> 年3月以降
P301 ①の4行目	107.8	<u>105.5</u>
P301 ①の4行目	94.4〔沖縄県〕	<u>92.1</u> 〔新潟県〕
P302 下から4行目	令和7年3月から	令和 <u>8</u> 年3月から
P302 下から4行目	1,000分の33.8	1,000分の <u>32.4</u>
P302 最後の行	令和7年3月から1,000分の15.9	令和 <u>8</u> 年3月から1,000分の <u>16.2</u>

#### 第7章 国民年金法

改正頁、改正箇所	改正前	改正後
P331 2行目	令和7年度	令和 <u>8</u> 年度
P331 3行目	1.065	<u>1.085</u>
P331 3行目	1.062	<u>1.082</u>
P335 表の下4行目	令和7年度は賃金の伸びに	令和 <u>8</u> 年度は賃金の伸びに
P357 1つ目の□	令和7年度の支給額は52,530円～525,300円。	令和 <u>8</u> 年度の支給額は <u>53,760</u> 円～ <u>537,600</u> 円。
P361 2つ目の□に補足する。	なお令和9年度の保険料改定率は1.076（令和9年度の実際の保険料額は18,290円）。	

## 第8章 厚生年金保険法

改正頁、改正箇所	改正前	改正後
P401 従前額改定率	令和7年度	令和 <u>8</u> 年度
	1.063	<u>1.084</u>
	1.061	<u>1.082</u>
P406 15行目	51万円	<u>65</u> 万円
P406 17行目	51万円	<u>65</u> 万円
P406 下から10行目	51万円	<u>65</u> 万円
P406 下から9行目	51万円	<u>65</u> 万円
P413 下から7行目	令和7年度 51万円	令和 <u>8</u> 年度 <u>65</u> 万円
P413 下から4行目	51万円	<u>65</u> 万円
P413 下から2行目	51万円	<u>65</u> 万円
P414 1行目	51万円	<u>65</u> 万円
P434 7行目	2年を経過した	<u>5</u> 年を経過した
P434 15行目	2年以内	<u>5</u> 年以内
P437 1～2行目	2年を経過したとき	<u>5</u> 年を経過したとき

## 第10章 社会保険に関する一般常識

改正頁、改正箇所	改正前	改正後
P503 最後の行	(令和6	(令和 <u>8</u>
P504 1行目	令和7年度は、100分の12.67	令和 <u>9</u> 年度は、100分の <u>13.27</u>

### 【ごうかく社労士まる覚え一問一答】

#### 第3章 労働者災害補償保険法

改正頁、改正箇所	改正前	改正後
P136 Q80の1行目	315,000円	<u>330,000</u> 円
P137 A80の1行目	315,000円	<u>330,000</u> 円

#### 第5章 労働保険の保険料の徴収等に関する法律

改正頁、改正箇所	改正前	改正後
P233 [A30]に補足する	なお、令和8年度の労災保険率も、「その他の各種事業」は1,000分の3である。	
P235 [A36]に補足する	なお、令和8年度の雇用保険率は次のとおりである。 一般の事業 1,000分の13.5 農林水産業・清酒製造業 1,000分の15.5 建設の事業 1,000分の16.5	

#### 第7章 国民年金法

改正頁、改正箇所	改正前	改正後
P331 [A38に補足する]	なお、令和8年度は次のとおり。 〔昭和31年4月2日以後生まれの者〕 満額の老齢基礎年金の額は、780,900円×1.085≒847,300円。2級の障害基礎年金の額、遺族基礎年金の基本的な額も847,300円。	

	〔昭和31年4月1日以前生まれの者〕 満額の老齢基礎年金の額は、780,900円×1.082≒844,900円。2級の障害基礎年金の額、遺族基礎年金の基本的な額も844,900円。
--	---

## 第8章 厚生年金保険法

改正頁、改正箇所	改正前	改正後
P397[A61]に補足する	なお、令和8年度の支給停止調整額は65万円とされた。	
P397【ポイント】	「51万円」を4か所とも「65万円」とする。また、最後の行の「令和7年度」を「令和8年度」とする。	

## 労働経済（令和8年度受験用）

労働経済に関する対策を、「白書対策」と呼ぶこともあります。最新の結果が公表されているものについて、その内容を、過去に出題されたポイントを中心にご紹介します。試験の直前対策にお役立てください。なお、調査結果は訂正されることがあります。

### 〔1〕令和7年 就労条件総合調査（厚生労働省、令和7年12月19日公表）

主要産業における企業の労働時間制度、賃金制度等について総合的に調査し、我が国の民間企業における就労条件の現状を明らかにすることを目的として実施されている。

#### ①所定労働時間

週所定労働時間は、1企業平均39時間24分となっており、これを産業別にみると、「金融業、保険業」が38時間12分で最も短く、「宿泊業、飲食サービス業」が40時間02分で最も長くなっている。

#### ②週休制

	採用企業割合	適用労働者割合
何らかの週休2日制	92.6%	94.4%
完全週休2日制	65.5%	73.3%
何らかの週休3日制	0.9%	2.4%
完全週休3日制	0.0%	0.2%

「完全週休2日制」を採用している企業割合を企業規模別にみると、「1,000人以上」が77.9%、「300～999人」が73.2%、「100～299人」が70.7%、「30～99人」が62.6%となっている。

**ポイント** 完全週休2日制の採用割合が最も高い企業規模を押さえておこう。週休3日制についても要注意。

#### ③年間休日総数

1企業平均	112.4日
企業規模別	「1,000人以上」が117.7日、「300～999人」が116.2日、「100～299人」が114.5日、「30～99人」が111.2日となっている。
<b>ポイント</b>	企業規模が大きい方が休日が多い、と覚えておこう。

#### ④年次有給休暇

1人平均付与日数	18.1日
そのうち労働者が取得した日数	12.1日

取得率	66.9%
企業規模別の取得率	「1,000人以上」が69.0%、「300～999人」が66.8%、「100～299人」が65.5%、「30～99人」が64.9%  ポイントいずれの企業規模においても6割以上の取得率となった。
計画的付与制度がある企業割合	40.8%となっており、「5～6日」が最も多い。

#### ⑤変形労働時間制

	採用企業割合	適用を受ける労働者割合
全体	60.2%	50.5%
1年単位の変形労働時間制	30.3%	15.7%
1か月単位の変形労働時間制	26.4%	23.5%
1週間単位の非定型的変形労働時間制	1.1%	0.2%
フレックスタイム制	8.3%	11.1%

変形労働時間制の採用割合を企業規模別にみると、「1,000人以上」が82.7%、「300～999人」が76.1%、「100～299人」が68.1%、「30～99人」が55.3%となっている。

ポイント企業規模が大きい方が変形労働時間制の採用割合が高い。1週間単位やフレックスタイム制の採用割合が少ないことは押さえておこう。

#### ⑥みなし労働時間制

	採用企業割合	適用を受ける労働者割合
全体	15.8%	11.8%
事業場外労働	13.8%	10.5%
専門業務型裁量労働制	2.1%	1.1%
企画業務型裁量労働制	1.0%	0.3%

みなし労働時間制の採用割合を企業規模別にみると、「1,000人以上」が27.0%、「300～999人」が19.7%、「100～299人」が19.3%、「30～99人」が14.0%となっている。

ポイント全体的に採用割合が少ないこと、企画業務型裁量労働制の採用割合が最も少ないことを押さえておこう。

#### ⑦勤務間インターバル制度

勤務間インターバル制度の導入割合	「導入している」が6.9% 「導入を予定又は検討している」が13.8% 「導入予定はなく、検討もしていない」が78.7%
------------------	--

導入予定はなく、検討もしていない理由は、「超過勤務の機会が少なく、当該制度を導入する必要性を感じないため」が57.3%と最も多く、次いで、「当該制度を知らなかったため」が15.7%となっている。

#### ⑧時間外労働

時間外労働の割増賃金率	「一律に定めている」企業割合は85.6% そのうち時間外労働の割増賃金率を「25%」とする企業割合は94.5%、「26%以上」とする企業割合は4.6%
時間外労働の割増賃金率を「26%以上」とする企業割合（規模別）	「1,000人以上」が17.3% 「300～999人」が12.7% 「100～299人」が6.9% 「30～99人」が2.6%

時間外労働の割増賃金率を定めている企業のうち、1か月60時間を超える時間外労働に係る割増賃金率を定めている企業割合は**64.5%**となっている。

### ⑨諸手当

令和6年11月分の常用労働者1人平均所定内賃金は341.8千円となっており、そのうち諸手当は54.5千円、**所定内賃金に占める諸手当の割合は15.9%**となっている

支給企業割合	「通勤手当など」が <b>90.2%</b> で最も高く、次いで「役付手当など」84.2%、「家族手当、扶養手当、育児支援手当など」62.3%などとなっている。
企業規模別	「特殊作業手当など」、「特殊勤務手当など」、「通勤手当など」、「家族手当、扶養手当、育児支援手当など」、「地域手当、勤務地手当など」、「住宅手当など」及び「単身赴任手当、別居手当など」は、 <b>規模が大きいほど支給企業割合が高く、「精皆勤手当、出勤手当など」は規模が小さいほど支給企業割合が高い。</b>

**ポイント** 支給企業割合の欄のような、「最も高く、次いで・・・」という記述は出題されやすいので注意しよう。

## 【2】令和7年 毎月勤労統計調査（厚生労働省、令和8年2月25日）

雇用、給与及び労働時間について、全国調査にあつてはその全国の変動を毎月明らかにすることを、地方調査にあつてはその都道府県別の変動を毎月明らかにすることを目的とした調査である。

### ①就業形態計

現金給与総額	355,941円 (2.3%増) (事業所規模5人以上、以下同じ)
きまって支給する給与	287,427円 (2.0%増)
所定内給与	267,532円 (2.0%増)
特別に支払われた給与	68,514円 (3.8%増)

### ②一般労働者

現金給与総額	465,923円 (2.9%増)
所定内給与	340,634円 (2.5%増)

### ③パートタイム労働者

現金給与総額	114,527円 (2.3%増)
所定内給与	107,071円 (2.2%増)
時間当たり給与（所定内給与）	1,394円 (3.8%増)

**ポイント** 増加したのか減少したのか、を覚えておこう。

## 【3】令和7年 上半期雇用動向調査（厚生労働省、令和7年12月23日公表）

主要産業における入職・離職及び未充足求人の状況並びに入職者・離職者に係る個人別の属性及び入職・離職に関する事情を調査し、雇用労働力の産業、規模、職業及び地域間の移動の実態を明らかにすることを目的とする。

- ① 一般労働者、パートタイム労働者とも、**いずれの雇用形態でも入職者数が離職者数を上回っている。**
- ② 令和7年上半期の転職入職者の賃金変動状況を見ると、前職の賃金に比べて「**増加**」

した割合は 39.4%、「減少」した割合は 31.5%、「変わらない」の割合は 25.5%となっている。

- ③ 令和 7 年 6 月末日現在の未充足求人数を産業別にみると、「医療、福祉」が 246.9 千人で最も多く、次いで「宿泊業、飲食サービス業」が 219.3 千人となっている。

#### 〔4〕令和 7 年 労働組合基礎調査（厚生労働省、令和 7 年 12 月 24 日公表）

労働組合、労働組合員の産業、企業規模及び加盟上部組合別の分布等、労働組合組織の実態を明らかにすることを目的とする。

推定組織率（雇用者数に占める労働組合員数の割合）	16.0%（前年 16.1%）
女性雇用者数に占める女性の労働組合員数の割合	12.3%（前年 12.4%）
パートタイム労働者の推定組織率	8.8%（前年 8.8%）

労働組合員数（単位労働組合）を産業別にみると、「製造業」が 261 万 4 千人（全体の 26.5%）と最も多く、次いで、「卸売業、小売業」の 157 万 4 千人（同 16.0%）、「建設業」の 83 万 5 千人（同 8.5%）などとなっている。

**ポイント** 推定組織率は 16%前後が続いている。令和 3 年からは 5 年連続で 16%台である。

#### 〔5〕令和 7 年 賃金構造基本統計調査（厚生労働省、令和 8 年 3 月 24 日公表）

統計法に基づく基幹統計「賃金構造基本統計」の作成を目的とする統計調査であり、主要産業に雇用される労働者について、その賃金の実態を労働者の雇用形態、就業形態、職種、性、年齢、学歴、勤続年数、経験年数別等に明らかにするものである。

##### ①一般労働者の賃金

男女間賃金格差（男=100）は、76.6 となっている。

**ポイント** この数字は必ず覚えておこう。

##### ②男女別の賃金カーブ

男性では、55～59 歳で賃金がピークとなり、その後下降している。

女性では、45～49 歳及び 55～59 歳が最も高くなっており、男性に比べ賃金の上昇が緩やかとなっている。

**ポイント** 賃金がピークとなる年齢を覚えておこう。

##### ③学歴別にみた賃金

男女計	高校 297.2 千円 専門学校 313.7 千円 高専・短大 321.2 千円 大学 396.3 千円 大学院 517.4 千円
男性	高校 321.7 千円 大学 429.6 千円
女性	高校 245.0 千円 大学 327.4 千円

##### ④企業規模別にみた賃金

男女計	大企業 385.1 千円 中企業 326.2 千円 小企業 305.6 千円
-----	--

男性	大企業 428.0 千円
	中企業 356.0 千円
	小企業 329.6 千円
女性	大企業 310.8 千円
	中企業 280.1 千円
	小企業 264.0 千円

#### ⑤産業別にみた賃金

産業別に賃金をみると、男女計では、「電気・ガス・熱供給・水道業」(444.0 千円)が最も高く、次いで「学術研究、専門・技術サービス業」(440.3 千円)となっており、「宿泊業、飲食サービス業」(277.2 千円)が最も低くなっている。

**ポイント** 「最も高い」産業、「最も低い」産業を覚えておこう。

#### ⑥雇用形態間賃金格差(正社員・正職員=100)

男女計 67.4、男性 69.2、女性 71.6 となっている。

男女計でみると賃金格差が最も大きいのは、企業規模別では大企業(60.7)で、産業別では「卸売業、小売業」(61.3)となっている。

#### ⑦新規学卒者の学歴別にみた賃金

新規学卒者の賃金を学歴別にみると、男女計で高校 207.3 千円、専門学校 230.7 千円、高専・短大 235.5 千円、大学 262.3 千円、大学院 299.0 千円となっている。

#### ⑧短時間労働者 男女別の1時間当たり賃金

年齢階級別にみると、1時間当たり賃金が最も高い年齢階級は、男女とも 35~39 歳で、男性では、2,709 円、女性では、1,569 円となっている。

#### ⑨短時間労働者 企業規模別の1時間当たり賃金

男性では、大企業 1,653 円、中企業 1,988 円、小企業 1,746 円、女性では、大企業 1,400 円、中企業 1,482 円、小企業 1,388 円となっている。

**ポイント** 1時間当たり賃金は、いずれも中企業が最も高い。

#### ⑩短時間労働者 産業別の1時間当たり賃金

男性では、「医療、福祉」(3,961 円)が、女性では「教育、学習支援業」(2,180 円)が最も高くなっている。

### 〔6〕令和7年 賃金引上げ等の実態に関する調査(厚生労働省、令和7年10月14日公表)

民間企業(労働組合のない企業を含む)における賃金・賞与の改定額、改定率、賃金・賞与の改定方法、改定に至るまでの経緯等を把握することを目的としている。

1人平均賃金を引き上げた・引き上げる企業割合	91.5% (増加)	
1人平均賃金を引き下げた・引き下げる企業割合	1.1% (増加)	
賃金の改定を実施しない企業割合	2.4% (増加)	
賃金の改定の決定に 当たり最も重視した 要素	①企業の業績	41.7% (増加)
	②労働力の確保・定着	17.0% (増加)
	③雇用の維持	11.9% (減少)
令和7年夏の賞与	「支給した又は支給する」企業 88.4% (増加) 「支給するが額は未定」の企業 4.6% (増加) 「支給しない」企業 4.9% (減少)	
令和7年夏の賞与を支給しない企業	産業別では「宿泊業、飲食サービス業」が 16.9%と最も高くなっている。	

ポイント 賃金の改定の決定に当たり最も重視した要素を企業規模別にみると、すべての規模で「企業の業績」が最も多くなっている。

### 〔7〕令和7年 民間主要企業春季賃上げ要求・妥結状況（厚生労働省、令和7年8月1日公表）

現行ベース（交渉前の平均賃金）に対する賃上げ率は5.52%で、前年（5.33%）に比べ0.19ポイントの増。

ポイント 賃上げ額、賃上げ率はともに昨年を上回った。

### 〔8〕令和7年 障害者雇用状況の集計結果（厚生労働省、令和7年12月19日公表）

実雇用率は、14年連続で過去最高の2.41%（前年2.41%）、法定雇用率達成企業の割合は46.0%（同46.0%）であった。法定雇用率達成企業の割合は、100～300人未満、300～500人未満の企業規模で前年より低下した。

企業規模	法定雇用率達成企業の割合
40.0～100人未満	44.7%
100～300人未満	48.6%
300～500人未満	40.3%
500～1,000人未満	44.5%
1,000人以上	57.5%

ポイント 法定雇用率達成企業の割合（46.0%）は、必ず覚えておこう。

### 〔9〕令和7年 高齢者の雇用状況等集計結果（厚生労働省、令和7年12月19日公表）

- ① 雇用確保措置を実施済の企業では、定年制度（定年制の廃止、定年の引上げ）により雇用確保措置を講じるよりも、継続雇用制度により雇用確保措置を講じる企業の比率が高い。
- ② 定年を65歳とする企業は、報告した全ての企業に占める割合が27.2%となっている。
- ③ 70歳までの高齢者就業確保措置を実施済みの企業は34.8%となっている。

### 〔10〕令和7（2025）年 労働力調査（総務省、令和8年1月30日公表）

労働力調査は、統計法に基づく基幹統計『労働力統計』を作成するための統計調査であり、我が国における就業及び不就業の状態を明らかにするための基礎資料を得ることを目的としている。

#### ①労働力人口

定義	15歳以上人口のうち、就業者と完全失業者を合わせた人口
2025年平均	7004万人と、前年に比べ47万人の増加（3年連続の増加）

#### ②労働力人口比率

定義	15歳以上人口に占める労働力人口の割合
2025年平均	63.8%と、前年に比べ0.5ポイントの上昇（5年連続の上昇）

### ③就業率

定義	15 歳以上人口に占める就業者の割合
2025 年平均	62.2%と、前年に比べ 0.5 ポイントの上昇（5 年連続の上昇）
男女別	男性は 69.8%と 0.2 ポイントの上昇、女性は 55.1%と 0.9 ポイントの上昇

ポイント①～③について、「労働力人口」「労働力人口比率」「就業率」といった用語は、選択式対策の必須事項である。しっかり覚えておこう。

### ④雇用者

就業者を従業上の地位別にみると、雇用者数は 2025 年平均で 6185 万人と、62 万人の増加となった。就業者に占める雇用者の割合は 90.6%と 0.3 ポイントの上昇となった。

### ⑤正規の職員・従業員数

2025 年平均で 3708 万人と、前年に比べ 54 万人の増加（11 年連続の増加）となった。

### ⑥非正規の職員・従業員数

2025 年平均	2128 万人と 2 万人の増加（4 年連続の増加）
男女別	男性は 678 万人（4 万人の減少）、女性は 1450 万人（6 万人の増加）
年齢階級別	15～64 歳は 1683 万人（9 万人の減少）、65 歳以上は 446 万人（13 万人の増加）

ポイント人数を暗記するのは難しいが、「増加」「減少」といった傾向は押さえておこう。

### ⑦非正規の職員・従業員の割合

役員を除く雇用者に占める非正規の職員・従業員の割合は 36.5%と 0.3 ポイントの低下となった。

ポイント非正規の職員・従業員の割合は約 4 割である。

### ⑧有期の契約

役員を除く雇用者を雇用契約期間別にみると、無期の契約は 2025 年平均で 3866 万人と、46 万人の増加、有期の契約は 1445 万人と 7 万人の増加となった。

男性・無期の契約	2202 万人と 2 万人の増加
男性・有期の契約	621 万人と 6 万人の増加
女性・無期の契約	1664 万人と 44 万人の増加
女性・有期の契約	825 万人と 2 万人の増加

### ⑨産業別の就業者

情報通信業	2025 年平均で 302 万人（前年に比べ 10 万人の増加）
医療、福祉	2025 年平均で 947 万人（前年に比べ 25 万人の増加）
サービス業（他に分類されないもの）	2025 年平均で 482 万人（前年に比べ 16 万人の増加）
製造業	2025 年平均で 1033 万人（前年に比べ 13 万人の減少）

### ⑩週間就業時間

休業者を除く雇用者について、総数に占める週間就業時間別の割合をみると、週 43～48 時間の区分は 2025 年平均で 13.0%と、前年に比べ 0.9 ポイントの低下などとなった。一方、週 30～34 時間の区分は 10.6%と 0.9 ポイントの上昇などとなった。

### ⑪休業者数

就業者のうち休業者数は、2025 年平均で 201 万人と、前年に比べ 6 万人の増加（2 年連続の増加）となった。

### ⑫完全失業者数

2025 年平均で 176 万人と、前年と同数となった。

### ⑬完全失業率

完全失業率（労働力人口に占める完全失業者の割合）は、2025年平均で2.5%と、前年と同率となった。

**ポイント**完全失業率は、用語の定義、数値とも過去に選択式で出題されている。労働力調査の中でも最重要項目である。

### ⑭求職理由別の完全失業者

「非自発的な離職」の2025年平均は41万人（前年に比べ1万人の減少）

〔内訳〕「勤め先や事業の都合」により前職を離職した者は22万人（前年と同数）

「定年又は雇用契約の満了」により前職を離職した者は19万人（前年と同数）

### ⑮非労働力人口

2025年平均で3962万人と、前年に比べ69万人の減少となった（5年連続の減少）。このうち65歳以上は18万人の減少となった。

## 〔11〕令和6年度 雇用均等基本調査（厚生労働省、令和7年7月30日公表）

育児休業者割合は、女性は86.6%（前年84.1%）と、男性は40.5%（前年30.1%）となった。

**ポイント**男性の育児休業者割合を覚えておこう。

## 〔12〕令和6年 人口動態統計（厚生労働省、令和7年9月16日公表）

出生数	68万6173人で、前年の72万7288人より4万1115人減少し、明治32年の人口動態調査開始以来最少となった。
合計特殊出生率	1.15で前年の1.20より低下し、過去最低となった。

**ポイント**合計特殊出生率が過去最低となったことを必ず覚えておこう。

## 〔13〕令和6年 就業形態の多様化に関する総合実態調査（厚生労働省、令和7年9月26日公表）

正社員及び正社員以外の労働者のそれぞれの就業形態について、事業所側、労働者側の双方から意識的な面を含めて把握することで、多様な就業形態に関する諸問題に的確に対応した雇用政策の推進等に資することを目的とする。

### 1 事業所調査

#### ①正社員以外の労働者を活用する理由

正社員以外の労働者がいる事業所について、正社員以外の労働者を活用する理由（複数回答）をみると、「正社員を確保できないため」とする事業所割合が41.0%と最も高く、次いで「即戦力・能力のある人材を確保するため」の31.6%、「1日、週の中の仕事の繁忙に対応するため」の29.1%、「高齢者の再雇用対策のため」の28.9%となっている。

#### ②正社員以外の労働者を活用する上での問題点

正社員以外の労働者がいる事業所について、正社員以外の労働者を活用する上での問題点（複数回答）をみると、「良質な人材の確保」とする事業所割合が53.6%と最も高く、次いで「定着性」の51.5%、「仕事に対する責任感」の46.1%となっている。

**ポイント**最も割合が高いものを覚えておこう。このような記述は、試験では順位を入れ替えて出題されることがある。

## 2 個人調査

### ①正社員・正社員以外の労働者別にみた職種の状況

「正社員」と「正社員以外の労働者」それぞれの職種別割合をみると、「正社員」では「事務的な仕事」が 42.2%と最も高く、次いで「管理的な仕事」の 21.4%、「専門的・技術的な仕事」の 17.5%となっている。「正社員以外の労働者」では「事務的な仕事」が 25.1%と最も高く、次いで「専門的・技術的な仕事」の 17.4%、「サービスの仕事」の 15.3%となっている。

**ポイント**「事務的な仕事」は、正社員の労働者の割合が高くなっている。

### ②現在の会社とは別の仕事（兼業）

令和6年9月の1か月に、現在勤務する会社とは別の仕事（以下「兼業」という。）を行った労働者割合をみると、「正社員」は 7.6%、「正社員以外の労働者」は 14.6%となった。

### ③現在の就業形態を選んだ理由

正社員以外の労働者（出向社員を除く）について、現在の就業形態を選んだ理由（複数回答3つまで）をみると、「自分の都合のよい時間に働けるから」とする労働者割合が 40.1%と最も高く、次いで「家庭の事情（家事・育児・介護等）と両立しやすいから」の 26.4%、「家計の補助、学費等を得たいから」の 24.9%、「通勤時間が短いから」の 24.8%などとなっている。

### ④今後の就業に対する希望

正社員以外の労働者について、今後の就業に対する希望をみると、「今後も会社で働きたい」とする労働者割合が 88.3%となっており、その内訳は「現在の会社で働きたい」76.9%、「別の会社で働きたい」11.4%となっている。

「今後も会社で働きたい」と回答した正社員以外の労働者のうち、今後の働き方に対する希望をみると、「現在の就業形態を続けたい」が 78.3%となっている。

### ⑤正社員になりたい理由

正社員に変わりたいと回答した正社員以外の労働者について、正社員になりたい理由（複数回答 3つまで）をみると、「より多くの収入を得たいから」が 80.7%と最も高く、次いで「正社員の方が雇用が安定しているから」の 64.7%となっている。

### ⑥正社員への転換制度

正社員以外の労働者について、正社員への転換制度の適用状況（複数回答）をみると、「いわゆる正社員への転換制度の適用がある」とする労働者割合が 10.7%、「多様な正社員への転換制度の適用がある」が 3.8%となっており、これを就業形態別にみると、いずれも「出向社員」が高くなっている。

### ⑦現在の職場での満足度

正社員	「雇用の安定性」66.3 ポイント、「仕事の内容・やりがい」60.0 ポイントなどが高くなっている。
正社員以外の労働者	「仕事の内容・やりがい」63.3 ポイント、「正社員以外の労働者との人間関係、コミュニケーション」56.9 ポイントなどが高くなっている。